

【概要版】木更津市公共施設再配置計画

1. 計画の目的

本市では、都市化の進展や経済成長に合わせて公共施設を集中的に整備し、市民生活や企業活動の利便性向上を図ってきました。

しかしながら、少子高齢化の進展が急速に進み、今後、さらに社会保障費の増大していく中、全ての公共施設の建替え等を行っていくことは困難な状況となっています。

このような背景から、今後、具体的に公共施設の再編に取り組んでいくことが必要となっており、再配置計画は、そのための公共施設の方向性及び実行プランを示すことを目的としています。なお、再配置の計画にあたっては、各地域で、現在行っている規模でのコミュニティ形成や市民活動がより一層活発に行われるよう、ソフト面での対応を積極的に実施していくこととします。

2. 計画期間

平成 29 (2017) 年度から平成 58 (2046) 年度までの 30 年間

3. 公共施設等総合管理計画上の目標値

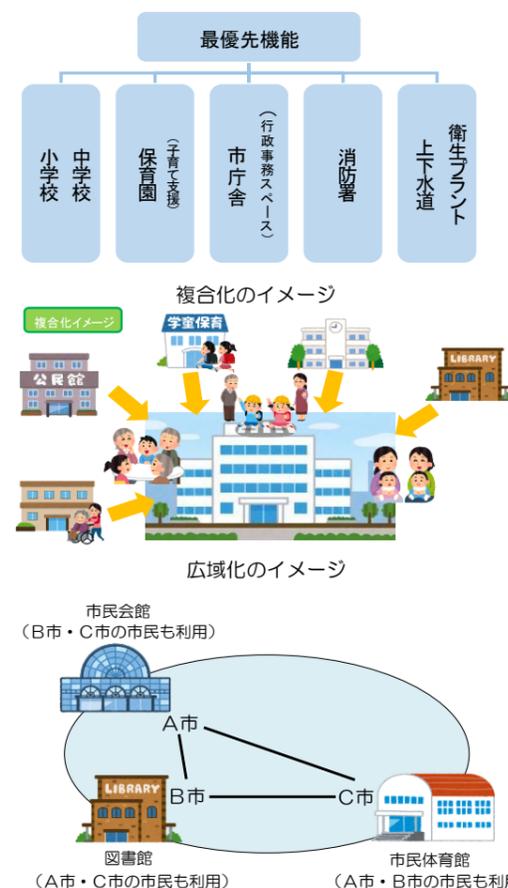
本計画の上位の計画である「公共施設等総合管理計画（平成 28 (2016) 年5月策定）」では、今後の限られた財源の中、現在保有している公共施設の延べ床面積合計 32 万 1 千㎡のうち、約 23%（将来的に適切に維持管理可能な床面積は 24 万 7 千㎡）の縮減が必要であると試算し、これを目標として設定しています。

4. 再配置計画の基本方針（抜粋）

公共施設の再配置は、下記の基本方針に基づき、今後、進めます。

- 公共施設の建替えや保全（メンテナンス）は、今後、さらに社会保障費が増大し、財政状況が年々厳しさを増している中で、図表 1 の最優先機能となっているものから実施します。
- 公共施設の建替えの際は、統合及び周辺の公共施設と複合化し学校等の図書室や家庭科室などを児童・生徒、市民が共同で利用できるようにするなど、重なる機能を集約します。
- 公共施設は、今後の財源の裏づけを精査した上で、適切に維持管理できる保有量まで削減します。
- 全て自前で公共施設を整備するフルセット主義ではなく、近隣市との相互利用、共同建設といった広域連携の観点からも調査・研究を進めます。
- 民間で提供が可能な行政サービスは、民間に任せます。
- 今後、公共施設の急増する建替え費用等の平準化を図るため、基金を積立てます。
- 公の施設は、管理に要する費用や水光熱費は、利用者負担とすることとし、今後、使用料を見直します。

図表 1 最優先機能



5. 個別施設の方向性（抜粋）

①市庁舎

○新庁舎の建設の際は、民間事業者の持つノウハウ、資金等を活用します。

○住民票などの各種証明は、自宅や職場等の近くのコンビニで取得できるようマイナンバーカードを普及促進させ、出張所・連絡所は、利用状況に応じて中期的（20 年）には廃止します。

②保育園（8園）

○保育サービスや受入体制の充実を図るため、短期的（10 年）に1園の統合及び4園の民営化を行い、長期的（30 年）には2園の民営化を検討します。

③高齢者福祉施設、障害者福祉施設、保健施設

○老人福祉センター及び健康増進センターは、中長期的（20 年～30 年）には廃止し、民間の温浴やプールを利用した場合の利用料補助の制度を検討します。

○福祉作業所（あけぼの園）は、土地を貸与、建物は老朽化する前に譲渡し、民間事業者等所有により運営していくことを検討します。

④小学校（19校）・中学校（13校）

○学級数が11学級以下になることが予測される小学校、また、8学級以下になることが予測される中学校は、将来的に地域特性などを考慮しながら、統合を検討します。

○富岡小学校及び中郷中学校は、子どもたちの教育を充実させるため、短期間の内に統合を実施します。

○小・中学校は、地域コミュニティとしての性格を有することから、今後の建替え等の際は、近隣の他の施設との積極的な複合化を行い、地域の拠点としての機能の充実を図ります。

⑤公民館（17館）

○公民館は、旧行政区の8地区を基本として統合を進めます。

⑥市営住宅（9団地）

○老朽化が著しい4団地は、10年間の内に廃止します。残る5団地は、中期的（20 年）に廃止予定としますが、住宅セーフティネットの役割を担うため、状況に応じて必要数を保有する等柔軟に対応します。

○廃止・解体後は、原則、家賃補助制度の導入による対応を行っていくこととします。

6. 今後の保有面積（全施設のまとめ）

将来的に適切に維持管理が可能な面積として 23 万 5 千㎡を目標に各施設の再編等を進めます。

現在の面積 321,000 ㎡ → 今後の面積 235,000 ㎡ 縮減率 ▲26.7%

7. 計画推進に向けて

○本計画では、今後30年で実施する再編の方向性を示しましたが、今後は、図表 2 のとおり、5年毎の実行プランを策定し具体的に実行に移します。

○分散管理している施設の維持管理は、一元化し「予防保全型」の維持管理を推進するための体制を構築します。また、建物や設備機器等を定期的に点検・診断するためのマニュアル作成等に取り組みます。

図表 2 第1期～第6期実行プラン

